

事 務 連 絡
令和 3 年 3 月 5 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管課（室） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課

福祉用具の重大製品事故報告に係る情報提供について

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

介護保険の福祉用具を安全に利用するためには、事故防止に取り組むことが重要であり、これまで消費者庁から報告された福祉用具に関する重大事故の注意喚起を行ってきたところです。

また、令和 3 年度介護報酬改定に関する審議報告において、「福祉用具の事故等に関して、再発防止の観点から、市町村等においてどのような内容の情報が収集されているのか実態把握を行うとともに、関係省庁及び関係団体と連携しつつ、事故が起きる原因等の分析や情報提供の方法等について、介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化の取組を踏まえながら、更なる効果的な取組について、今後検討していくべきである。」とされたところです。

今後、福祉用具の事故等に関する取組について検討を進めていくこととなりますが、引き続き、消費者庁から公表されている消費生活用製品の重大製品事故のうち、福祉用具に係る事故について、随時情報提供を行っていきますので、都道府県、指定都市及び中核市の担当課室におかれましては、管内市町村及び福祉用具貸与事業所等に対し、広く周知いただくとともに、遺漏なく御対応願います。

（参考）

以下のリンク先に掲載されている消費生活用製品の重大製品事故情報のうち、福祉用具に係る事故について情報提供を行います。

掲載先（消費者庁ホームページ）

<https://www.caa.go.jp/notice/release/2020/>

【厚生労働省担当】

厚生労働省老健局 高齢者支援課

福祉用具・住宅改修係

電 話：03-5253-1111（内 3985）

e-mail：fukushiyougu@mhlw.go.jp